

成果重視事業に係る政策評価の  
実施状況と課題

平成19年11月

総務省行政評価局

# 目 次

1	成果重視事業について	1
2	成果重視事業に係る政策評価	
(1)	各府省の取組状況	2
(2)	政策評価の実施状況及び審査結果	
ア	政策評価の枠組み	3
イ	点検項目に沿った審査の結果	
①	点検項目：成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されているかどうか。	4
②	点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。	5
③	点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。	6
④	点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。	7
⑤	点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。	8
⑥	点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。	9
⑦	点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。	11
(3)	今後の課題	12
<資料>		
資料1	経済財政運営と構造改革に関する基本方針の抜粋	13
資料2	平成18年度予算における「成果重視事業」一覧	16
資料3	成果重視事業に係る政策評価の実施状況一覧	25
資料4	各府省の政策評価基本計画及び実施計画における成果重視事業の政策評価の位置付け	30
資料5	成果重視事業に係る政策評価の審査結果一覧表	38
資料6	政策評価審査表（成果重視事業評価関係）	46

## 1 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）（資料 1 参照）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、「モデル事業」（注 1）を試行から一般的取組に移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものである。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）（資料 1 参照）においては、その取組について、引き続き進めることとされたところである。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
  - ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る
- などとされている。

（注 1） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）（資料 1 参照）において、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること  
ii) 何をもち「達成」とするか、評価方法が提示されていること  
iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること  
の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにすることとされている。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている。

## 2 成果重視事業に係る政策評価

### (1) 各府省の取組状況

平成 18 年度予算における成果重視事業については、15 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）が 71 件（資料 2 参照）を実施している。これら 71 件の成果重視事業のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）による政策評価（以下「政策評価」という。）の対象とされていない実施庁（注 2）における 5 件（国税庁 3 件、社会保険庁 1 件、特許庁 1 件）を除く、15 府省の 66 件について、政策評価の取組状況をみると、次のとおりとなっている。

- ① 政策評価を行っているもの（事業の実施に伴う効果が発現しておらず、政策評価の結果を導くまでに至っていないものを含む。）が、13 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の 54 件
- ② 当省の審査時点において政策評価を行っていないものの、平成 19 年度末までに政策評価を行うことが当該府省の政策評価に関する実施計画の中に規定されているものが、1 府省（国土交通省）の 2 件
- ③ 政策評価を行っていないものの、当該府省の予算担当部局が成果重視事業に係る評価として事後の検証を行っているとしているものが、2 府省（警察庁及び文部科学省）の 2 件
- ④ 複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、平成 18 年度においては、事業の実施に伴う効果が発現していないため政策評価を行っていないとしているものが、3 府省（金融庁、財務省及び防衛省）の 8 件（注 3）

これら 3 府省の 8 件のうち、

- a 2 府省（財務省及び防衛省）の 6 件においては、成果重視事業に関連する政策についての政策評価又は当該府省の政策評価に関する実施計画の中で、成果重視事業に係る政策評価を行っていない理由（事業の実施に伴う効果が発現していない状況）や政策評価の実施予定時期が示されている。
- b 1 府省（金融庁）の 2 件においては、成果重視事業に係る政策評価を行っていない理由や今後の実施予定は明確に示されていない。

(注 2) 評価法において、「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」とされている（評価法第 2 条第 2 項）。政策の企画と執行の分離の観点から、実施庁が行う事業は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、府省の長は、「実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。このため、実施庁が行う事業は、政策評価の対象とされていない。

(注 3) これら 3 府省の 8 件は、複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、事業の初年度又は継続中の年度である平成 18 年度においては、定量的な達成目標に係るアウトカムが生じず、当該成果重視事業の実施に伴う効果が把握できないため、システム完成後等効果が把握できる時点で政策評価を行うとしている。

## (2) 政策評価の実施状況及び審査結果

総務省は、政策評価の質の向上を通じてその実効性を確保するため、各府省が実施した政策評価について、目標が明確であるかなど政策評価として備えるべき水準の達成状況を審査している。

この審査活動の一環として、モデル事業に係る政策評価の定着と今後の質の向上に資する観点から、平成17年度及び18年度において、それぞれ16年度予算及び17年度予算におけるモデル事業(注4)に係る政策評価を審査し、基本的・共通的な課題を提起したところである。

平成18年度予算における成果重視事業に係る政策評価が行われた13府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)の54件(前述(1)の①。資料3参照)について審査した結果は、以下のとおりとなっている。

(注4) 平成17年度は7府省の7件、18年度は12府省の29件について審査した。

### ア 政策評価の枠組み

#### (基本計画・実施計画での位置付け)

13府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)の政策評価に関する基本計画及び実施計画における各成果重視事業に係る政策評価についての位置付けをみると、次のとおりとなっている(資料4参照)。

- ① 8府省(公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)では、基本計画又は実施計画において、政策評価の対象とする個々の事業の名称や達成目標、政策評価に用いる方式について記述している。このうち、6府省(公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)においては、対象とする個々の事業の名称等に加え、「成果重視事業」である旨を記述している。
- ② 4府省(内閣府、金融庁、文部科学省及び環境省)では、基本計画又は実施計画において、政策評価の対象とする個々の事業の名称や達成目標の記述はないが、成果重視事業に係る政策評価に用いる方式について記述している。
- ③ これら以外の1府省(経済産業省)では、基本計画又は実施計画において、成果重視事業に係る政策評価に関する記述はない。

#### (政策評価に用いられた方式)

13府省が実施した成果重視事業に係る政策評価54件について、どのような方式を用いているかについてみると、図表1のとおりとなっている(資料5参照)。

図表 1 各府省の政策評価の方式

区 分	府 省 名	該当件数
実績評価方式	内閣府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	36 件
事業評価方式	金融庁、文部科学省、厚生労働省	11 件
総合評価方式	公正取引委員会、法務省、外務省	7 件

(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

## イ 点検項目に沿った審査の結果

13 府省が実施した成果重視事業に係る政策評価 54 件について、以下①から⑦までの具体的な点検項目に沿って個別に審査を行った結果、今年度の成果重視事業に係る政策評価の件数がこれまでのモデル事業に係る政策評価の件数に比べて大幅に増加しており単純に比較はできないものの、点検項目①（成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されているかどうか。）、点検項目③（目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。）、点検項目④（手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。）、点検項目⑤（目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。）及び点検項目⑥（予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。）については、年々、改善の傾向がみられる。一方、点検項目②（目標の内容が明らかにされているかどうか。）及び点検項目⑦（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。）については、一層の改善が必要な状況がみられる（詳細は、資料 5 及び資料 6 参照）。

① 点検項目：成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されているかどうか。

### （考え方）

成果重視事業は、予算制度改革の一環として、厳格な事後評価が求められていることから、成果重視事業としての実効性の向上を図るためにも、成果重視事業として求められる政策評価の内容が明確となるよう、成果重視事業に係る政策評価を他の政策に係る政策評価から明確に区分させる必要がある。

### （点検結果）

13 府省の 54 件の政策評価において、成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

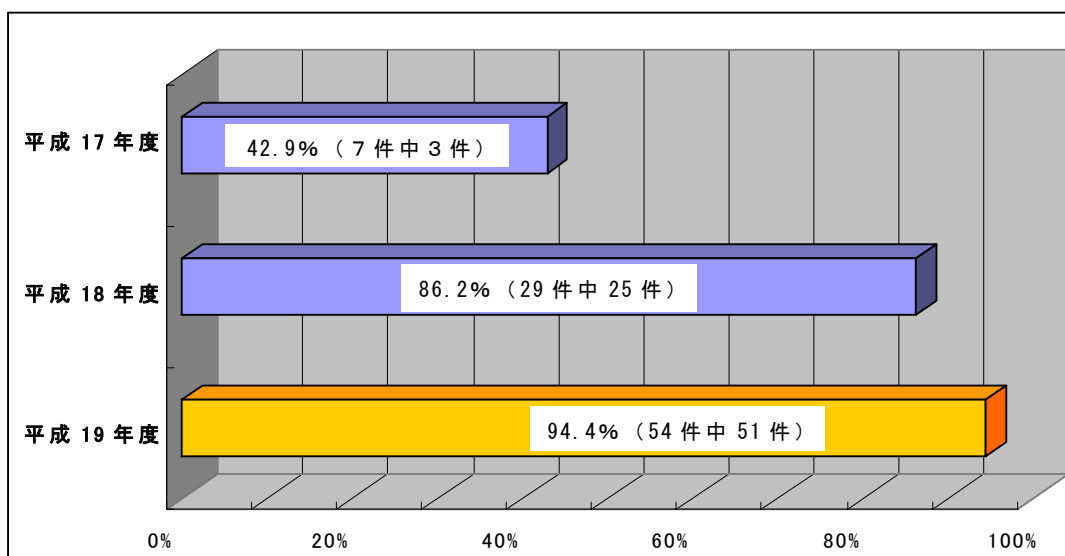
a 13 府省の 51 件（94.4%）においては、成果重視事業に係る政策評価が明確に区分されている。

b 3府省（内閣府、公正取引委員会及び文部科学省）の3件（5.6%）においては、成果重視事業に係る政策評価が明確に区分されていない。

#### （これまでの点検結果との比較）

本点検項目の点検結果について、平成17年度及び18年度と比較してみると、成果重視事業に係る政策評価が明確に区分されている政策評価の割合は、図表2のとおり、17年度の42.9%（7件中3件）、18年度の86.2%（29件中25件）から19年度の94.4%（54件中51件）へと改善されている。

図表2 成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されているものの割合



（注） 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

## ② 点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。

### （考え方）

成果重視事業については、モデル事業に引き続き、定量的な達成目標を設定し、目標の達成状況等について評価を行うこととされており、目標の内容をあらかじめ明らかにしておくことが重要である。

### （点検結果）

平成18年度予算における成果重視事業については、各々の成果重視事業の定量的な目標が18年度予算編成過程においてあらかじめ設定されている。当該目標について、その内容が13府省の54件の政策評価において明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている（資料2参照）。

a 13府省の49件（90.7%）においては、設定されている目標のすべての内容が明らかにされている。

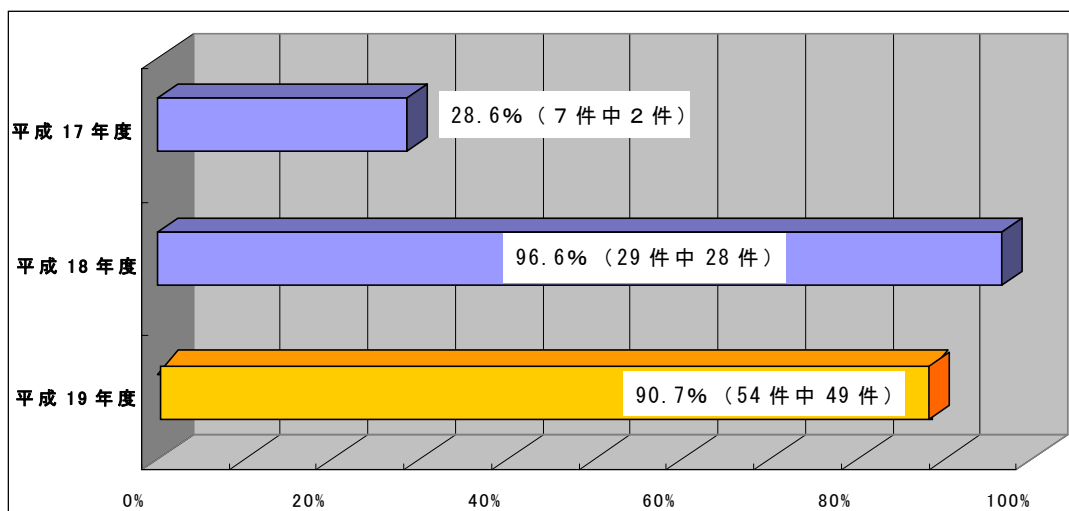
b 5府省（内閣府、公正取引委員会、外務省、厚生労働省及び環境省）の

5件(9.3%)においては、一部の目標の内容が明らかにされていない。

#### (これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成17年度及び18年度と比較してみると、設定されている目標の内容が明らかにされている政策評価の割合は、図表3のとおり、17年度は28.6%(7件中2件)、18年度は96.6%(29件中28件)であったが、19年度は90.7%(54件中49件)となっている。

図表3 目標の内容が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

### ③ 点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。

#### (考え方)

成果重視事業に係る評価においては、定量的な達成目標を明示するとともに、目標の達成状況等について評価を行い、国民への説明責任を果たすこととされている。

成果重視事業に係る政策評価の客観性を確保するためにも、目標設定の考え方についても明らかにしておくことが重要である。

#### (点検結果)

13府省の54件の政策評価において、目標設定の考え方が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

- a 10府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)の36件(66.7%)においては、内容が明らかにされている目標のすべてについて、目標設定の考え方が明らかにされている。
- b 6府省(内閣府、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)の9件(16.7%)においては、内容が明らかにされている目標のう



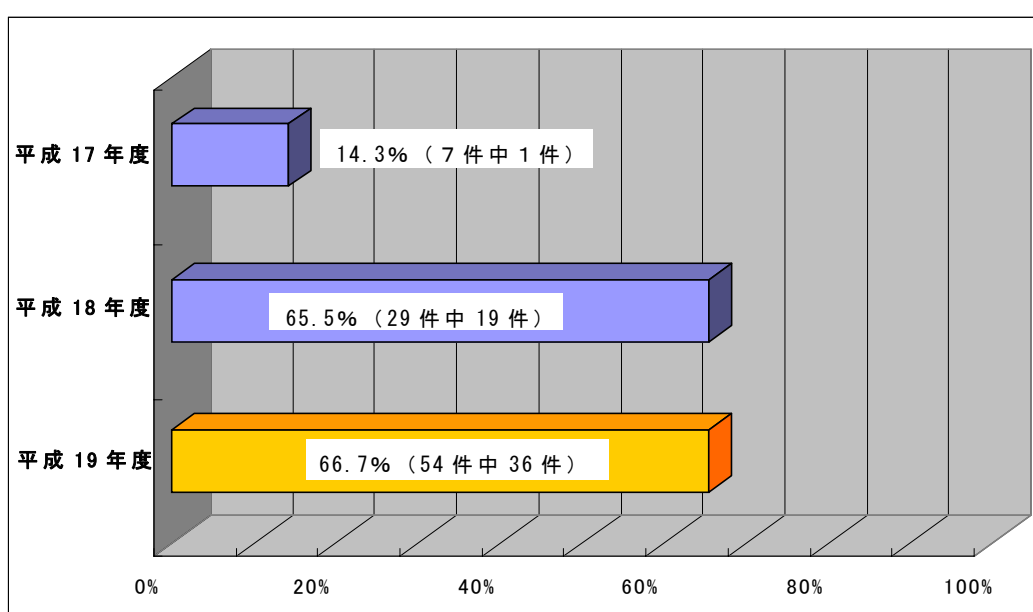
ち一部について、目標設定の考え方が明らかにされている。

- c 5府省（公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省及び経済産業省）の9件（16.7%）においては、目標設定の考え方が明らかにされていない。

**（これまでの点検結果との比較）**

本点検項目の点検結果について、平成17年度及び18年度と比較してみると、目標設定の考え方が明らかにされている政策評価の割合は、図表4のとおり、17年度の14.3%（7件中1件）、18年度の65.5%（29件中19件）から19年度の66.7%（54件中36件）へと改善されている。

図表4 目標設定の考え方が明らかにされている政策評価の割合



（注） 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

**④ 点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。**

**（考え方）**

成果重視事業に係る評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価を行うことが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするためにも、どのような手段を講ずることにより目標を達成しようとするのか、目標を達成するための手段と目標の因果関係を明らかにしておくことが重要である。

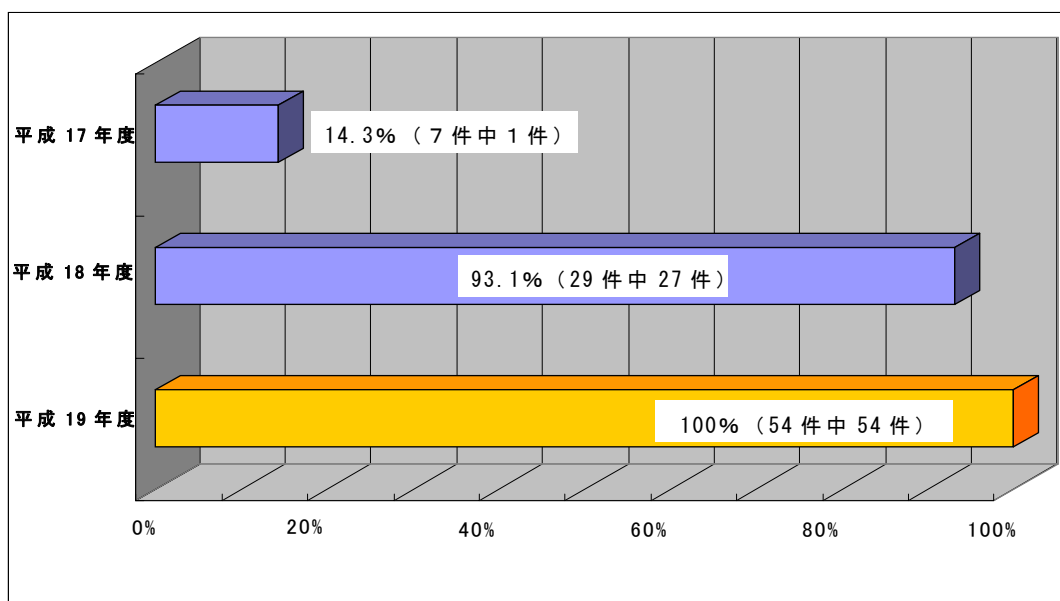
**（点検結果）**

13府省の54件の政策評価において、手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうかについてみると、13府省の54件（100%）において、手段と目標の因果関係が明らかにされている。

**（これまでの点検結果との比較）**

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度及び 18 年度と比較してみると、手段と目標の因果関係が明らかにされている政策評価の割合は、図表 5 のとおり、17 年度の 14.3%（7 件中 1 件）、18 年度の 93.1%（29 件中 27 件）から 19 年度の 100%（54 件中 54 件）へと改善されている。

図表 5 手段と目標の因果関係が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

⑤ 点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業においては、定量的な目標を設定するとともに、何をもって「達成」とするか、評価方法を提示することとされている。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであり、その水準をどのように評価するかについての判定方法・基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

(点検結果)

13 府省の 54 件の政策評価において、目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

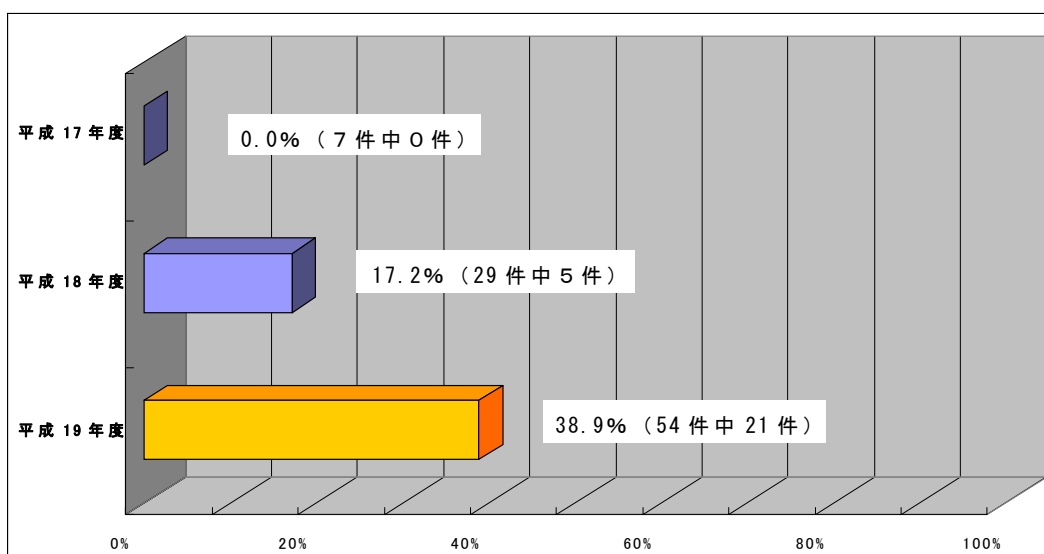
- a 5 府省（総務省、外務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の 21 件（38.9%）においては、個々の事業の特性に応じた判定方法・基準が事業ごとに定められている。

- b 12 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の 33 件（61.1%）においては、どのような場合に達成したとするかの判定方法・基準については、明らかにされていない。

（これまでの点検結果との比較）

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度及び 18 年度と比較してみると、目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされている政策評価の割合は、図表 6 のとおり、17 年度の 0.0%（7 件中 0 件）、18 年度の 17.2%（29 件中 5 件）から 19 年度の 38.9%（54 件中 21 件）へと改善されている。

図表 6 目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされている政策評価の割合



（注） 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

⑥ 点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。

（考え方）

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされている。また、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映するとされており、平成 18 年度予算編成過程において、予算執行の効率化・弾力化措置として、「繰越明許費」、「目の大括り化」、「目間流用の弾力化」及び「国庫債務負担行為」のうち、いずれに取り組みかが、あらかじめ設定されている。

このようなことから、その事後評価においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を明らかにすることが重要である。

### (点検結果)

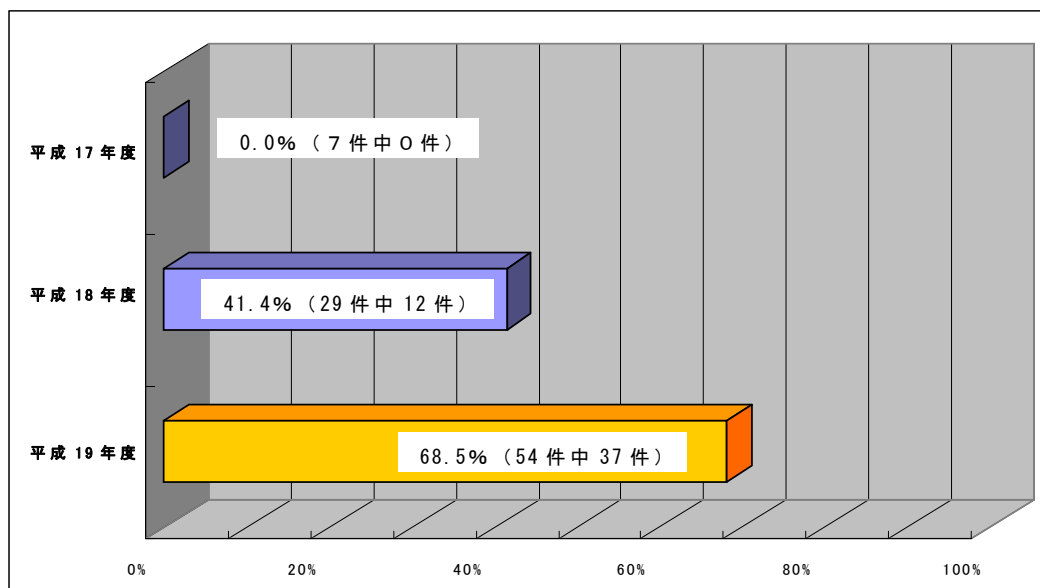
13 府省の 54 件の政策評価において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

- a 7 府省（総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の 37 件（68.5%）においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされている（効率化・弾力化による効果は発現していない旨が明示されているものを含む。）。
- b 7 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、法務省、文部科学省及び国土交通省）の 17 件（31.5%）においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされていない。

### (これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度及び 18 年度と比較してみると、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされている政策評価の割合は、図表 7 のとおり、17 年度の 0.0%（7 件中 0 件）、18 年度の 41.4%（29 件中 12 件）から 19 年度の 68.5%（54 件中 37 件）へと改善されている。

図表 7 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

⑦ 点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業に係る評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価することが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効あるものとするためにも、目標の達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、当該事業について、今後どのように取り扱うかについて改善方策を策定することが重要である。

(点検結果)

13 府省の 54 件の政策評価のうち、7 府省（内閣府、公正取引委員会、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省）の 8 件の政策評価において、目標又は指標の全部又は一部が達成されていなかったとの結果が明らかにされている。これに関し、

- a 5 府省（内閣府、公正取引委員会、外務省、農林水産省及び環境省）の 6 件（75.0%）においては、目標達成が芳しくない原因やその改善方策が明らかにされている。
- b 2 府省（文部科学省及び経済産業省）の 2 件（25.0%）においては、目標達成が芳しくない原因やその改善方策が明らかにされていない。

(これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度及び 18 年度と比較してみると、目標又は指標の全部又は一部が達成されていなかったとの結果が明らかにされており、かつ、目標達成が芳しくない原因やその改善方策が明らかにされている政策評価の割合は、17 年度は 100.0%（2 件中 2 件）、18 年度は 0.0%（2 件中 0 件）であったが、19 年度は 75.0%（8 件中 6 件）となっている。

### (3) 今後の課題

モデル事業の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化するものとして創設された成果重視事業に係る平成 19 年度の政策評価を、モデル事業に係る 17 年度及び 18 年度の政策評価と比較すると、一定の改善がみられたところであるが、成果重視事業としての実効性を向上させるためにも、厳格な評価の実施とその質の向上を図ることが重要である。

そのための今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

- ① 「目標の達成度合いの判定方法・基準」、「目標設定の考え方」、「予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果」を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある。(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
- ② 成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものについては、実効性の向上を図るため、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。政策評価以外による検証を行っているものについても、より厳格な評価の実施とその質のより一層の向上を図るため、当該事業に係る政策評価を明確に区分した上で行うことが望まれる。(内閣府、公正取引委員会、警察庁及び文部科学省)
- ③ 複数年度にわたってシステム構築を行う事業であるため、事業の実施に伴う効果が発現していないとして政策評価を行っていないものであっても、その未実施理由や今後の実施予定を明確に示す必要がある。(金融庁)